

琉球大学学術リポジトリ

日米関係（沖縄返還） 46

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-14 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43841

沖縄
9
信
言文
統一
附
記
問
題

外務省電信案 (分類)

(回覧番号) 機密表示(機密・秘の朱印)	符号表示 暗略	※ 総第 20 007 号
電信課長 漢	※ 第 2,357 号	※ 昭和年月日時 分 46.10.20 11.07
大 臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長 協議先	主管 アーリカ局長 アーリカ局長 参事官 北米支局長 条約課長	主管局部課(室)名 アーリカ局北米支課 起案 昭和46年10月19日 起案者 有地 電話番号 有地 2465
在米 牛場大使 総領事	臨時代理大使 代理	あて 福田大臣 発
電報在 件名	大使 総領事	臨時代理大使 代理
あて 福田大臣 発		
件名 沖縄の実行の信託統治付託の題		
1. 平和条約が3年前後で規定された 沖縄等の国連信託統治付託の題		
(実) 計画と1~2年後米側が付託 するとしていることを公式に意思表示する ことの件と承知(1~3ヶ月)、最近日		

(昭和四二・七一
改正)

GB-1

本件論議化か「中綱協定」と題12
 1. 行11. 沖縄問題 10月予備会議開催
 (別途空送) 3月東京、日本国特命
 加 平和条約発効後、沖縄を信託統
 治制度の下で、是れ意思を以て
 せし明5月12日と述べ、との
 根拠12. 中日友好大綱「歴史後
 資料沖縄」165頁を引用12.13.
 2. 「歴史後資料沖縄」165頁を引用12.13.
 4月9 東京新聞記事(7月11日発
 ロイター=共同)を引用し、次のとおり
 記述12.13.
 (1) アメリカ國務長官は、7月2日の記者会
 議で、「沖縄の将来は、沖縄平和条約
 1. 銅印(大) 7月2日 國上(内閣)の印

外務省

3

内閣の見解」と述べたが、

- (2) 9月3日 国務省筋は、「ダレス発言
太平和と安全の維持方針」を「
盟國の實心事」であるとして強調。
10月22日、米国は沖縄の便
(立川)と長年洋装を當時の同盟
国と協議するつもりはない。特筆
沖縄の行政権を10月11日まで渡すとか
半年を沖縄本島完全に移さざる
旨(?)が決定時期は、米国が
軍艦に決める内閣の見解」と表明
した。

- (3) 本件、国務省筋は、ダレス長官の
「一部の国は米国が沖縄を合併す
る所要ある」との発言を引用し、

GB-8

外務省

4

「本件は、内閣の見解」と述べたが、

國政府は沖縄を國連の信託統治

下の置くといふ意見を放棄したが、今
の理由は「政治的不利」。

（1）沖縄島民自身が「信託統治を望む」
2011年11月。

（2）沖縄島民の生活水準は「低い」。
文化や教育の程度は高い。
統治下で生活が改善されれば城山は
見放せない。

（3）國連高級理事会は、沖縄の信託

統治の問題が討議されることが有り

体、12年兩国間のターゲットを行な
いが得合玉、國連の手を3つと1つ

つかせしめた。

GB-8

外務省

注意	
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。 2. 本電の主管変更その他については検問班に連絡ありたい。	
電信写	
総番号(TA) 55109 71年10月22日22時06分 発着 71年10月23日10時32分 本省 来国 主管 牛場 大使 臨時代理大使 総領事 代理 調査長 参企析調 領移長 參領旅查移	
オキナワに関する信託統治付託問題 第3384号 略至急 貴電米北/第2353号に関し 1957年7月2日のダレス国務長官記者会見発言の関係 部分別電のとおり。 なおよく3日の「国務省筋の説明」なるものについては 国務省日本部が当時の記録(記者会見録、部内メモ、来往 電類)を全て調査したがかかる説明が行なわれた事実は 一切確認できなかつた由。 (了)	
ア 参地中東 長 東西 参北北保 中南審 欧 参西東洋 長 西東 近ア 参書近ア 長經 次總經國資 國源 參貿統三 長經協參政技一理 国企二 參條協規 長國 參政經科 軍社專 參道内外 文長 一二	
注意 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。 2. 本電の主管変更その他については検問班に連絡ありたい。 電信写 総番号(TA) 55188 71年10月22日21時00分 71年10月23日10時32分 発着 米国 本省 来北 主管 牛場 大使 臨時代理大使 総領事 代理 沖縄に関する信託統治 付託問題 第3385号 平至急 往電文3384号別電 QUESTION: MR. SECRETARY, WHAT IS YOUR CONCEPT OF OUR FUTURE IN OKINAWA? ANSWER: AS WAS SAID AT THE JAPANESE PEACE CONFERENCE, THE RESIDUAL SOVEREIGNTY IN OKINAWA RESTS WITH JAPAN. AND WE ARE THERE PRIMARILY IN THE INTEREST OF PEACE AND SECURITY IN THE AREA. AND THAT IS NOT MERELY A MATTER WHICH CONCERN THE UNITED STATES, BUT IT ALSO CONCERN OTHER COUNTRIES THAT WERE PARTIES TO THAT TREATY. OF COURSE, JAPAN ITSELF HAS AN INTEREST, BUT OTHER COUNTRIES ALSO. AS I POINTED OUT AT SAN FRANCISCO WHEN I EXPOUNDED	
外務省	

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検問班に連絡ありたい。

電 信 写

THE PEACE TREATY, THERE WERE QUITE A FEW OF OUR
ALLIES THAT WANTED THE UNITED STATES TO ANNEX OKINAWA
OVERTLY SO THAT THE AMERICAN FLAG WOULD SURELY
WAVE FOREVER AT THAT POINT. THEY WANTED TO SEE IT
PLANTED THERE WITHOUT THE POSSIBILITY OF ANY CHANGE.
I EXPLAINED THAT IN THE FACE OF THAT OPINION AND
ON THE OTHER OPINIONS, HOWEVER, WE HAD DECIDED
THAT THE BEST SOLUTION WAS TO LEAVE THE RESIDUAL
SOVEREIGNTY IN JAPAN BUT TO GIVE THE UNITED STATES
THE RIGHTS OF CONTROL AND ADMINISTRATION FOR AS
LONG AS IT FELT IT WAS APPROPRIATE. THAT, IN TURN,
I CAN SAY, IS DIRECTLY CONNECTED WITH THE JUDGEMENT
THAT WE HAVE AS TO HOW LONG THAT IS USEFUL TO SERVE
THE INTEREST OF PEACE AND SECURITY IN THE AREA.

(3)